

中間取りまとめ案 概要

令和4年1月17日

背景・必要性

<自動車事故対策に関する現状の取組>

- 国土交通省において、「自動車事故対策事業」により被害者支援や事故防止を推進

<現行制度を巡る課題>

- リハビリ機会の充実等による被害者支援のさらなる充実や先進的な安全技術の普及等による事故防止の一層の推進が必要不可欠
- 一方、「自動車事故対策事業」は、法的に「当分の間の措置」と位置づけられ、積立金とその運用益のみを財源としているが、運用益に頼ったスキームは昨今の金利情勢により破綻しており、当該財源はいずれ枯渇し、継続が困難となるおそれ

●被害者支援



療護施設の設置・運営



在宅療養中のリハビリ支援



介護料の支給・訪問支援

●事故防止



衝突被害軽減ブレーキ

先進安全自動車の導入支援



自動車安全性能の評価



一般会計からの繰戻しを前提として、「自動車事故対策事業」を持続的に実施できる仕組みへの転換が必要

対応の方向性

持続可能な仕組みへの転換

- ・被害者支援・事故防止の充実
- ・運用益で賄う当初スキームの崩壊
- ・厳しい国の財政事情

一般会計からの繰戻しの継続を前提に、安定的な財源を確保すべき

安定的な財源確保のあり方

- ・一般会計からの繰戻しの継続
- ・受益と負担の関係性の明確化
- ・ユーザー負担の抑制

事故対勘定と保障勘定を統合の上、賦課金を拡充し、安定的な財源を確保

安定的な財源の使途

- ・負担者である自動車ユーザーの納得感

使途の明確化、定期的な効果検証を行うべき

導入時期

- ・可能な限り早期に安定的な財源の確保が必要

準備期間を踏まえつつ、可及的速やかに制度設計

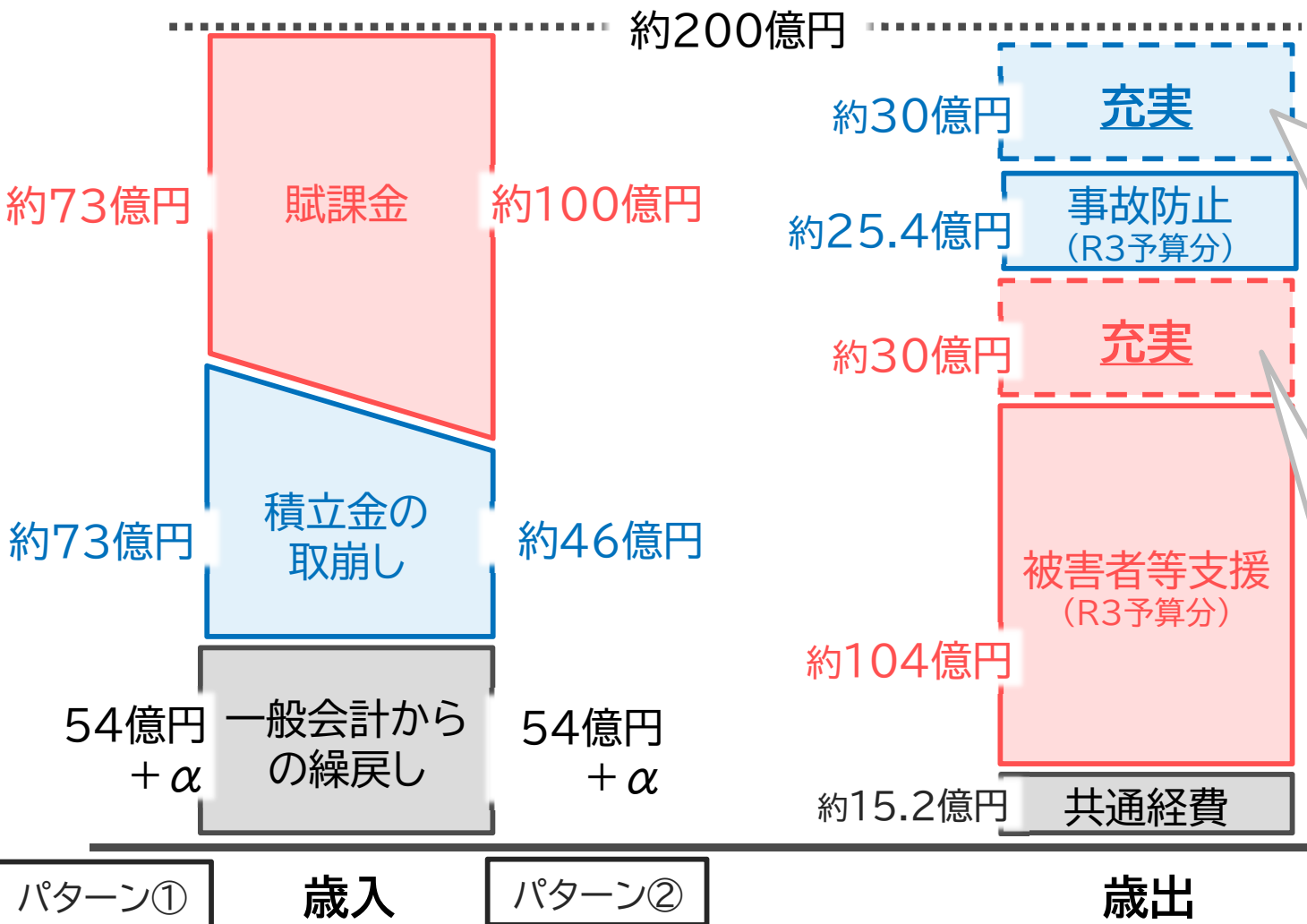
周知・広報

ユーザーの理解を得るため、安定的な財源の必要性を含め、被害者支援等の周知・広報を見直し

被害者やそのご家族が安心して生活できる社会を実現 (詳細な賦課金額の水準、歳出のあり方については今後も引き続き検討)

【参考】 今後の自動車事故対策事業の歳出規模の試算

事故防止及び被害者支援として今後必要な施策を行う場合には、それぞれ約30億円の追加予算が必要(歳出全体200億円規模)



- | 事故防止 | |
|---------------|--|
| 事業項目 | |
| 自動車安全性能の見える化 | |
| 先進的な安全技術の普及促進 | |
| 運行管理の高度化 | |
| 飲酒・健康起因事故対策 | |
| 事故原因分析の強化 | |
| 過労運転防止対策の強化 | |
| その他事故防止に資する事業 | |
-
- | 被害者等支援 | |
|------------------------|--|
| 事業項目 | |
| 療護施設の充実 (老朽化対策・リハビリ強化) | |
| 介護者なき後対策の強化 | |
| 短期入院・入所協力事業の充実 | |
| 脊髄損傷者の中長期入院 | |
| 高次脳機能障害者の社会復帰支援 | |
| 事故被害者・遺族等に対する情報提供の充実 | |
| その他被害者等の救済に資する事業 | |

※概算であり、必ずしも合計額は一致しない。 2